

令和7年第3回
島尻消防組合議会6月臨時会

会議録

令和7年6月27日(金)

令和7年第3回 島尻消防組合議会

1日目

6月臨時会

招集月日	令和7年6月27日(金)			
招集場所	島尻消防組合消防本部 講堂			
開閉会等日	開会	午前10時00分	議長	運天 貴也
時及び宣告	閉会	午前10時35分	議長	運天 貴也
出席(応招)第3回 6月臨時会	議員番号	氏名		
	1番	仲間 光枝		
	2番	宮城 勝也		
	3番	森山 悟		
	4番	新垣 勝夫		
欠席(不応招)議員				
議事録署名議員	1番 仲間 光枝	2番 宮城 勝也		
職務の為議場に出席した者	書記 新垣 輝			
地方自治法121条 により説明の為議 場に出席した者の 職、氏名	管理者	古謝 景春		
	副管理者	新垣 安弘		
	消防長	城間 功		
	次長兼総務課長	比嘉 典夫		
	署長	仲村 常司		
	警防課長	玉城 司		
	予防課長	新垣 強		
	会計管理者 兼会計課長	大城 学		

令和7年第3回島尻消防組合議会 6月臨時会会期日程表

会期	月日	会議区分	会議時刻	日程
1	六月二十七日 (金)	本会議	10時	第1. 会議録署名議員の指名について 第2. 会期の決定について 第3. 諸般の報告について 第4. 管理者あいさつ 第5. 専決処分の承認を求めることについて 第6. 令和6年度島尻消防組合一般会計繰越明許費計算書の報告について 第7. 令和7年度高規格救急自動車車両購入契約の締結について 第8. 令和7年度高規格救急自動車車両（医療資機材）購入契約の締結について 第9. 令和7年度指揮支援車両購入契約の締結について 第10. 島尻消防組合一般会計補正予算（第1号）について 第11. 島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 第12. 島尻消防組合消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

会期 令和7年6月27日(金) 1日間

令和 7 年第 3 回島尻消防組合議会 6 月臨時会議事日程

日 程	付 議 事 件	件 名	備 考
第 1		会議録署名議員の指名について	
第 2		会期の決定について	
第 3		諸般の報告について	
第 4		管理者あいさつ	
第 5	承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて	
第 6	報告第 1 号	令和 6 年度島尻消防組合一般会計繰越明許費計算書の報告について	
第 7	議案第 8 号	令和 7 年度高規格救急自動車車両購入契約の締結について	
第 8	議案第 9 号	令和 7 年高規格救急自動車車両（医療資機材）購入契約の締結について	
第 9	議案第 10 号	令和 7 年度指揮支援車両購入契約の締結について	
第 10	議案第 11 号	島尻消防組合一般会計補正予算（第 1 号）について	
第 11	議案第 12 号	島尻消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	
第 12	議案第 13 号	島尻消防組合消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について	

令和7年第3回島尻消防組合臨時会

午前10時00分

議長（運天貴也）

これより令和7年第3回島尻消防組合議会6月臨時会を開会したいと思います。

日程第一、「会議録署名議員の指名」を行います。

島尻消防組合議会会議規則第71条により、本日の会議録署名議員は1番仲間光枝議員、2番宮城勝也議員を指名したいと思います。

日程第二、「会期の決定の件」を議題と致します。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。よって、本会議は6月27日の1日間と決定致しました。

日程第三、諸般の報告を行います。

管理者より、承認第1号「専決処分の承認を求めるについて」、報告第1号「令和6年度島尻消防組合一般会計繰越明許費計算書の報告について」、議案第8号「令和7年度高規格救急自動車車両購入契約の締結について」、議案第9号「令和7年高規格救急自動車車両(医療資機材)購入契約の締結について」、議案第10号「令和7年度指揮支援車両購入契約の締結について」、議案第11号「島尻消防組合一般会計補正予算(第1号)について」、議案第12号「島尻消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第13号「島尻消防組合消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」が提出されております。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

日程第四、管理者のあいさつについてです。

管理者（古謝景春）

令和7年第3回島尻消防組合臨時会を本日招集致しましたところ、ご出席を賜りありがとうございます。臨時会の開催に当たりごあいさつを申し上げます。

さて、島尻消防の最近の行事として、去る5月23日に沖縄県消防救助技術指導会が沖縄県消防学校で開催され、当組合から個人・団体5種目、総勢22人が参加しております。この大会は消防活動に不可欠な体力、精神力を養うとともに、各消防救助隊員が一同に会し、競い学ぶことを通じて消防力の向上に繋がるものであります。その大会において、「ロープブリッジ渡過」の個人種目に出場し、一位の好成績を修め組合初の全国大会出場となりました。この栄光を機に高度化する消防技術を若い職員へ継承することによって、住民の信頼と負託に応える組織として激甚化・頻発化する災害に立ち向かい、万全の体制で消防行政を運営していきたいと思います。

本日の臨時会については、8件の案件が提出されております。はじめに「専決処分の承認」、「令和6年度一般会計繰越明許費繰越計算書の報告」、議案としては、3件の緊急車両更新事業による契約の締結があります。今回は緊急防災減災事業債を活用した更新事業であり、先日、入札執行して落札業者が決まりましたので、議会承認を求めるものでございます。

次に「令和7年度島尻消組合一般会計補正予算（第1号）」について、「島尻消防組合職員の給

与に関する条例」及び、「島尻消防組合消防団員の定員、任免、服務等の条例」については、条例の一部改正でございます。

刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、新たに刑法第12条へ拘禁刑が創設されることによる条例整備であります。

日程に沿ってその都度事務局より説明申し上げますので、慎重審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（運天貴也）

日程第五、承認第1号であります。承認第1号「専決処分の承認を求めるについて」議題と致します。

提案者からの提案理由を求めます。

消防長（城間 功）

それでは、承認第1号、専決処分の承認を求めるについて。

首題のことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。令和7年6月27日提出、島尻消防組合管理者、古謝景春。

次のページをお開き願います。専決第1号、専決処分書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和6年度島尻消防組合一般会計補正予算（第6号）を次のとおり専決処分する。令和7年3月28日に専決処分を行っております。

専決理由といたしまして、令和6年度一般会計にて、デジタル携帯型無線機購入事業として、3款1項2目17節備品購入費65万1,000円を計上しておりましたが、メーカー生産供給に遅延が生じ、当初期限内の納期が見込めず繰越明許となりました。

また、3款1項3目消防施設費の消火栓新設施設費について、基数減による負担金減額となりました。ともに議会招集する時間的余裕がなかったことが理由でございます。

それでは、令和6年度補正予算第6号の1枚目をお開き願います。令和6年度島尻消防組合の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 岁入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ363万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,949万円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書でご説明いたします。

（繰越明許費）第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

3ページをお願い致します。第2表繰越明許費、3款1項消防費、デジタル携帯型無線機購入事業、金額65万1,000円でございます。

理由といたしまして、デジタル携帯型無線機購入事業において、当初期限内での納期が見

込めなかつたためでございます。

まず、はじめに歳入のご説明を致します。6ページをお願い致します。1款1項2目、市町特別負担金、補正額317万1,000円の減額でございます。

次に、4款1項1目県補助金46万5,000円の減額でございます。

続きまして、歳出のご説明を致します。7ページをお願い致します。2款1項2目財政管理費、補正額626万3,000円の財政調整積立基金による増額でございます。

続いて、3款1項1目消防費、補正額87万7,000円の共済費による減額及び3目消防施設費、補正額317万1,000円の消火栓新設移設負担金による減額でございます。

次に、4款1項1目元金、補正額585万1,000円の償還金、利子及び割引料による減額でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方、どうぞ。

1番（仲間光枝）

承認第1号の専決処分について、お伺いを致します。今回、専決をしたという事項については、久高島のデジタル携帯型無線機購入事業と、あともう1点が消火栓の新設移設費の1基減についてですけれども、それについてちょっとお伺い致します。

この無線機の遅れているというふうにありますけれども、今後の納期の見込み、あと現場については、どのような対応がされているのかということと、あとこの消火栓については、南城市ということ就可以了けれども、南城市的詳しい位置について、あと減の理由についてお願いします。

警防課長（玉城 司）

ご説明します。携帯デジタル無線の納期予定は、一応8月頃と業者より伺っております。

消火栓の減については、道路工事の調整の遅れと伺っております。そのための減です。南城市水道課さんといつも毎年更新予定を立ててやっていますので、報告としては水管の方から報告を受けております。

あと無線機の代替は、今は警防課所有のデジタル携帯無線を久高分団と市に1基対応でさせております。以上です。

1番（仲間光枝）

有難うございます。遅れの分については、久高島の方へ署の所有しているものをいま代替機として貸しているよという話ですけれども、署の方はその貸出によって支障が出てないか、最後に確認させて下さい。

警防課長（玉城 司）

いま警防課所有の携帯無線をお渡ししていますが、もう1台大きいやつがあるので支障はありません。以上です。

議長（運天貴也）

他に質疑ございますか。質疑なしと認めてよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。承認第1号「専決処分の承認を求めるについて」は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。以上で、承認第1号を終わります。

日程第六、報告第1号であります。報告第1号「令和6年度島尻消防組合一般会計繰越明許費計算書の報告について」を議題と致します。

提案者から提案理由を求めます。

消防長（城間 功）

報告第1号「令和6年度島尻消防組合一般会計繰越明許費計算書の報告について」。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和6年度島尻消防組合一般会計繰越明許費計算書を別紙のとおり調整したので、これを報告するものでございます。令和7年6月27日提出、島尻消防組合管理者、古謝景春。

次のページをお願い致します。3款1項消防費におきまして、1件の繰越事業がございます。事業名、デジタル携帯型無線機購入事業、繰越額65万1,000円でございます。以上で、報告を終わります。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方どうぞ。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。これで質疑を終結致します。以上で、報告第1号を終わります。

日程第七、議案第8号であります。議案第8号「令和7年度高規格救急自動車車両購入契約の締結について」を議題と致します。

提案者からの提案理由を求めます。

消防長（城間 功）

議案第8号「令和7年度高規格救急自動車車両購入契約の締結について」。

高規格救急自動車車両の購入につき、下記のとおり仮契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第8号及び島尻消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1. 契約の対象、令和7年度高規格救急自動車車両購入事業。2. 契約の金額、2,970万円、消費税10%込み。契約の相手方、沖縄県浦添市勢理客4丁目18番1号、沖縄トヨタ自動車株式会社、代表取締役社長、野原朝昌。契約方法、指名競争入札。令和7年6月27日提出、島尻消防組合管理者、古謝景春。

提案理由といたしまして、令和7年度高規格救急自動車車両購入契約は、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を得る必要があるためございます。別紙資料を

ご参照いただき、ご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方、どうぞ。進行してよろしいですか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

これより採決に入ります。議案第8号「令和7年度高規格救急自動車車両購入契約の締結について」は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。以上で、議案第8号を終わります。

日程第八、議案第9号であります。議案第9号「令和7年度高規格救急自動車車両（医療資機材）購入契約の締結について」を議題と致します。

提案者からの提案理由を求めます。

消防長（城間 功）

議案第9号「令和7年度高規格救急自動車車両（医療資機材）購入契約の締結について」。

高規格救急自動車車両（医療資機材）の購入につき、下記のとおり仮契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第8号及び島尻消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1. 契約の対象、令和7年度高規格救急自動車車両（医療資機材）購入事業。2. 契約の金額、1,836万4,500円、消費税10%込み。契約の相手方、沖縄県沖縄市比屋根7-30-41、株式会社エコテック、代表取締役 出合紀行。契約方法、指名競争入札。令和7年6月27日提出、島尻消防組合管理者、古謝景春。

提案理由といたしまして、令和7年度高規格救急自動車車両（医療資機材）購入契約は、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を得る必要があるためでございます。別紙資料をご参照いただき、ご審議のほど、お願いいたします。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方、どうぞ。

1番（仲間光枝）

議案第9号の医療資機材の購入契約なんですけれども、やはり医療資機材となると、かなり特殊分野に入ってくると思うんですね、扱う企業も少ない、業者も少ないというふうに思いますけれども、今回、指名競争入札で2社なんですけれども、こういった扱う業者がある意味、絞られてくるという中では、今後こういった医療資機材を発注していくにあたって、何か課題を感じているのかどうか。そのあたりお願いします。

警防課長（玉城 司）

お答えします。やはり1社しか資機材を取り扱っていないというところがあれば、確かに消防としても危機感を感じますので、指名入札は信頼ある業者と信じてやっています。それが

1社しかなければ、一般入札の方法とか、そういうのもやっていかないといけないのかなという危機感は感じております。以上です。

1番（仲間光枝）

今後、課題はあるというふうに受け止めました。あと参考例として、写真の方も、医療資機材の方も付けていただいているけれども、今回装備する医療資機材については、標準的なものなのか、それとも今回これは特別というか、今までにないもの、新しいものを取り入れましたというのがあればお願ひします。

警防課長（玉城 司）

お答えします。ほぼ、いま全車両に入っている機材と変わりはないんですけど、特徴あると言えば、エアウエイ、ビデオ喉頭鏡という目視で挿管できるという資機材です。以上です。

議長（運天貴也）

他にございませんか。進行してよろしいですか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

これより採決に入ります。議案第9号「令和7年度高規格救急自動車車両(医療資機材)購入契約の締結について」は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。以上で、議案第9号を終わります。

日程第九、議案第10号であります。議案第10号「令和7年度指揮支援車両購入契約の締結について」を議題と致します。

提案者からの提案理由を求めます。

消防長（城間 功）

議案第10号「令和7年度指揮支援車両購入契約の締結について」。

指揮支援車両の購入につき、下記のとおり仮契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第8号及び島尻消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の対象、令和7年度指揮支援車両購入事業。契約の金額、2,784万200円、消費税10%込み。契約の相手方、沖縄県那覇市安里2丁目4番25号、株式会社イレイ、代表取締役社長

伊禮隆之。契約方法、指名競争入札。令和7年6月27日提出、島尻消防組合管理者、古謝景春。

提案理由といたしまして、令和7年度指揮支援車両購入契約は、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を得る必要があるためございます。別紙資料をご参照いただき、ご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。

休憩します。

休憩 10時25分

再開 10時26分

議長(運天貴也)

再開します。

消防長(城間功)

契約の金額を訂正しておきます。2,708万4,200円となっております。消費税10%込みで訂正をお願いします。

議長(運天貴也)

質疑ございませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

これより採決に入ります。議案第10号「令和7年度指揮支援車両購入契約の締結について」は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。以上で、議案第10号を終わります。

日程第十、議案第11号であります。議案第11号「島尻消防組合一般会計補正予算(第1号)について」を議題と致します。

提案者から提案理由を求めます。

消防長(城間功)

議案第11号についてご説明申し上げます。議案第11号「令和7年度島尻消防組合一般会計補正予算(第1号)について」。

首題のことについて、地方自治法第218条第1項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めるものでございます。令和7年6月27日提出、島尻消防組合管理者、古謝景春。

それでは、補正予算第1号の1枚目をお開き願います。令和7年度島尻消防組合一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,630万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億914万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書でご説明致します。

まず、はじめに歳入のご説明を致します。5ページをお願い致します。10款1項1目消防債、補正額1,630万円の減額でございます。内訳につきまして、車両債、災害対応特殊救急自動車更新事業及び指揮支援車両更新事業入札においての減額による補正でございます。

次に、歳出のご説明を致します。6ページをお願い致します。3款1項1目消防費、補正

額78万6,000円の増額でございます。内訳といたしまして、職員手当、備品購入費による補正でございます。

続きまして、3目消防施設費、補正額1,726万7,000円の減額でございます。

内訳につきまして、10節需用費、署事務所空調機一式取替修繕、17節備品購入費、災害対応特殊救急自動車更新事業、医療資機材等を含め、並びに指揮支援車両更新事業による補正でございます。

次に、6款1項1目予備費、補正額18万1,000円の増額補正でございます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方、どうぞ。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第11号「島尻消防組合一般会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。以上で、議案第11号を終わります。

日程第十一、議案第12号であります。議案第12号「島尻消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者から提案理由を求めます。

消防長（城間功）

議案第12号「島尻消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」。

島尻消防組合消防職員の給与に関する条例（昭和50年10月21日条例第1号）の一部を次のとおり改正する。

島尻消防組合職員の給与に関する条例第17条第3号、第4号並びに第18条第1号、第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

令和7年6月27日提出、島尻消防組合管理者、古謝景春。

提案理由といたしまして、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行により、懲役及び禁固が廃止され、新たに拘禁刑が創設されることに伴う所要の規定の整備を行うためでございます。

別紙新旧対照表をご参照の上、よろしくご審議下さいますよう、お願い申し上げます。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方、どうぞ。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なし

と認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第12号「島尻消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。以上で、議案第12号を終わります。

日程第十二、議案第13号であります。議案第13号「島尻消防組合消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題と致します。

提案者から提案理由を求めます。

消防長（城間 功）

議案第13号「島尻消防組合消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例」。

島尻消防組合消防団員の定員、任免、服務等に関する条例(昭和51年2月10日条例第11号)の一部を次のとおり改正する。

島尻消防組合消防団員の定員、任免、服務等に関する条例第4条第1号中、「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

令和7年6月27日提出、島尻消防組合管理者、古謝景春。

提案理由といたしまして、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行により、懲役及び禁固が廃止され、新たに拘禁刑が創設されることに伴う所要の規定の整備を行うためでございます。

新旧対照表をご参照の上、よろしくご審議下さいますよう、お願いします。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方、どうぞ。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

これより採決に入ります。議案第13号「島尻消防組合消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。以上で、議案第13号を終わります。

本臨時会において、議案等が議決されましたが、その条項・字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。よって、条項・字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和 7 年第 3 回島尻消防組合議会 6 月臨時会を閉会します。